

冬期増区委託の実施

1 郵便サービスの見直しに伴う変更

2020年11月27日に改正郵便法（「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号）」）が成立し、同年12月4日に公布された。

これに伴い、郵便サービスの見直し内容を反映するとともに、冬期増区委託の考え方をこれまでの承認施設数によるものから郵便局の申請に基づく実施に変更する。

2 前年度からの主な変更内容

ア 郵便サービスの見直しに伴う通常郵便の土曜日配達の休止により、冬期増区委託は週5日（月曜日～金曜日）の役務に制度変更（元日を除く）。

イ 従来の承認施設数による委託実施は行わず、真に必要な場合のみ委託実施（郵便局からの申請に基づく支社承認後、契約を実施。）。

3 支社承認

必要労働力を確保することを前提に、郵便局からの申請に基づき、次の基準等により支社承認・実施する。

ア 承認基準

支社における承認は、前年度実績を基本に検討・承認する。

イ 冬期増区期間

2021年12月1日（水）から2022年3月31日（木）までの期間内において、郵便局で必要とする期間。

ウ 1週当たりの日数

土曜休配に伴い、週当たりの委託日数は5日以内、配達日は月曜日から金曜日までとし、休配日（土曜日、日曜日、祝日）は委託対象日としない。

※過去に冬期増区委託契約を締結しており、今年度も予定する受託者に対しては、週5日になる旨を丁寧に事前説明。

4 期間雇用社員による代替

冬期増区は、原則として受託者による対応とするが、計画時に受託者の確保が困難な場合は、期間雇用社員による代替処置も可能とする。

5 天候不良時の対応

天候等の状況により、支社承認期間前の施設開設又は期間延長が必要な場合は、事前に個別連絡を受け対応。